

認知症相談会

12月16日(水) 所山陽保健センター 定3人(先着順) 申直接か電話で山陽保健センター(☎246-3885)へ。



心の健康相談

精神科医が相談を受けます。



12月25日(金)午後1時~3時 所市役所本庁舎新館3階 定4人(先着順) 申前日まで、電話で成人保健課へ。

スッキリ分かる糖尿病教室

12月3・11・18・25日(全4回)午後2時~4時 因▽医師による糖尿病基礎知識講座 ▽HbA1cって何? ▽食事療法★基礎編、応用編 ▽日常生活について ▽内服薬★インスリンについて「自分で測ろう!血糖値」 ▽運動療法★実践 定10人(先着順) 料500円 因糖尿病手帳、筆記用具 申電話で、平日午後1時~5時に内科外来へ。

男性不妊治療費への助成が

始まりました

市内在住で、平成27年4月以降に不妊治療を受けている戸籍上の

夫婦(夫婦合算の前年度の所得金額(控除後)が730万円未満の場合)※4月1日以降に特定不妊治療を終了した方で特定不妊治療費助成制度の申請と併せて申請された場合に

限る 因▽助成対象となる治療Ⅱ 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の一環として行われる、精子を精巣か精巣上体から採取する健康保険適用外の手術(精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体内精子吸引採取法(MESA)など)※特定

不妊治療費助成制度の指定医療機関(指定医療機関が照会した医療機関を含む)で行われる治療であること ▽助成額Ⅱ治療1回につき10万円以内 ▽助成回数・助成期間Ⅱ特定不妊治療費助成制度と同じ

平成28年3月31日(木)までに、成人保健課、菊川・豊田・豊浦・豊北・彦島・山陽・新下関の各保健センターへ。※申請書などは市ホームページからダウンロード可。詳細は問い合わせを

成人保健課(☎231-1446)

ふくふく健康チャレンジ2015 応募締切について

ふくふく健康チャレンジ2015への応募は済んでいますか?



市内在住・在勤・在学の方 期12月25日(金)消印有効)まで 因▽参加方法Ⅱ3つの目標にチャレンジしてポイントを獲得し、応募

はがきに必要な事項を記入し、応募する。▽当選者の発表Ⅱ2月初旬以降、当選者に連絡 ※参加特典は平成28年1月31日(日)まで利用可

※チラシ・応募はがきは保健総務課、各保健センターなどで配布 因保健総務課(☎231-1408)

福祉・医療



平成28年4月からの 児童クラブ入会児童募集

平成28年4月1日時点で、市内の小学校に就学予定の児童か、市内在住で市外の小学校に就学予定の児童で、その保護者が次の理由により、昼間家庭で児童の保育ができないと認められる場合 ▽自宅外か自宅内での仕事 ▽出産前後 ▽長期の疾病か心身の障害 ▽同居家族の介護・看護 ▽災害の被災・復旧 ▽その他、市長が特に必要と認める状態 因放課後児童クラブ入会申請書、各種証明書など必要な書類、印鑑、口座振替依頼書(本人用控)の写し 申1月8日~2月12日(必着)に、入会希望の児童クラブへ。※日曜日、祝日を除く(土曜日は要事前連絡)

※申請書などは、12月14日(月)から各児童クラブ、こども家庭課、各総合支所市民生活課で配布 因こども家庭課(☎231-1431)

母子父子寡婦福祉資金の貸付について

進学にかかる費用や就職の準備金など、子どもの福祉の増進を図り、経済的に自立するために必要な資金を貸す制度です。申請を受けてから資金を貸すまで通常1カ月以上かかりますので、早めに相談を。※申請前に事前面談が必要(要予約)※貸し付けには一定の条件あり ※申請後の審査により、申請額の減額や、貸し付けができない場合あり

市内在住で子どもを扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦死別・離婚などで配偶者のいない方、父母のいない児童 ※現在の収入で十分生活が可能で、本制度を利用しなくても必要な経費を賄える場合は対象外 申申請期限Ⅱ毎月10日 因こども家庭課(☎231-1358)

ブックスタート

「ブックスタート」とは絵本を介して赤ちゃんとその周りの大人が心安らぐ楽しい語り合いのひとつときを持つことを応援する運動です。



1冊目の絵本は出生届提出時に、2冊目の絵本は1歳6カ月児健康診査の会場で読み聞かせを行い、お渡しします。出生届提出時に絵

本を受け取っていない方には随時引換券を送付しますので、こども家庭課、本庁管内12支所、各総合支所市民生活課で受け取ってください。 因こども家庭課(☎231-1353)

重度後遺障害者介護料支給

自動車事故により脳、脊髄か胸腹部臓器を損傷し、常時・随時介護を必要とする重度の後遺障害者 因介護料Ⅱ月額2万9290円、13万6880円の範囲で症状に応じて支給 申電話で、独立行政法人自動車事故対策機構山口支所(☎083-924-5419)へ。 因障害者支援課(☎231-1917)

介護予防教室

「いきいきふれあい教室」

いつまでもいきいきとした生活が送れるよう、体操や運動を行います。※1人1教室まで

市内在住の65歳以上で医師などから運動を制限されていない方 所①北部公民館Ⅱ毎週木曜日の午前10時~11時30分 ②本庁西部地域包括支援センターⅡ毎週金曜日の午前10時~11時30分 定15人~30人 申①12月11日(金)までに、電話で本庁北部地域包括支援センター(☎255-1111)へ。②12月15日(火)までに、電話で本庁西部地域包括支援センター(☎250-8521)へ。 因長寿支援課(☎231-1340)

紙おむつなどの介護用品を支給

要介護者を介護する同居家族に、紙おむつなどを現物支給します。



【次の全ての要件を満たす要介護者を介護している住民税非課税世帯の同居家族】
 ▼市内に居住し、在宅で生活している
 ▼要介護3・4・5である
 ▼生活保護を受給していない ※要介護3の場合は、平成27年4月1日以降に合計3万円を超える介護用品を購入したことが確認できる領収書を添付し、地域包括支援センターを経由して申請を
 ▼支給品目Ⅱ紙おむつ、尿取りパッド、ゴム手袋、お尻ふきシート
 ▼支給限度Ⅱ2カ月につき1万円を上限として現物支給
 ▼利用者負担Ⅱ支給に要する費用の1割

関長寿支援課(☎231-1340)

保険・年金

各総合支所市民生活課

- ▼菊川(☎287-4003)
- ▼豊田(☎766-2180)
- ▼豊浦(☎772-4023)
- ▼豊北(☎782-1922)

被用者保険被扶養者の国保加入

これまで被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療に移行する場合、その方の被扶養者であった方は、他の被用者保険の被保険者や被扶養者にならない限り、国民健康保険に加入しなければならないりません。



資格喪失後14日以内に、資格喪失

失証明書と印鑑を持って、保険年金課(市役所本庁舎新館1階)、各総合支所、本庁の各支所で手続きをしてください。

国民健康保険は、被保険者の相互扶助の制度です。皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。

国民健康保険料は必ず納期限までに



国民健康保険は、被保険者の相互扶助の制度です。皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。

後期高齢者医療の入院時食事代等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は入院時の食事代が安くなる制度があります。申請月以前の入院や申請月内でもすでに退院された場合には適用されませんので、事前に申請を。



【適用期間Ⅱ申請月の1日〜平成28年7月31日】
 関後期高齢者医療被保険者証、印鑑、年金証書(高齢福祉年金受給者のみ)、過去1年間の入院領収書
 関保険年金課(市役所本庁舎新館1階)、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 関保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を



市内に住所がある、昭和26年1月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方
 関介護保険被保険者証
 関介護保険課(市役所本庁舎新館2階)、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 関介護保険課(☎231-3184)、各総合支所市民生活課
 ▼菊川(☎287-4006) ▼豊田(☎766-2687) ▼豊浦(☎772-4021) ▼豊北(☎782-1924)

相談

山口県立大学 「心とからだの相談室」

医師、助産師、臨床心理士などの資格を有する山口県立大学の教員17人が相談を受け、助言や提案

を行います。※秘密厳守
 関月々金曜日の午前9時〜午後5時(法務相談は毎月第2水曜日の午後1時〜)
 関山口県立大学地域交流スペースYucca(山口市桜島六丁目)
 関健康・女性・くらし・ストレスケア・子どもと子育て・法務などの相談
 関3000円(1回40分)
 関原則1週間前までに電話で予約を。
 関山口県立大学地域交流スペースYucca(☎083-934-8011)

12月4日〜10日は人権週間です

「みんなで築こう人権の世紀」
 考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心」
 全ての人々が平和で豊かな社会を実現するには、自分の人権だけでなく、他人の人権も正しく理解し尊重し合うとともに、相手の気持ちを考えて、思いやりの心を育てることの大切さが求められています。

●常設人権相談所Ⅱ関平日の午前8時30分〜午後5時15分
 関いじめ、虐待、家庭内のトラブルなどの相談対応 ※相談無料、秘密厳守
 ▼相談先Ⅱ山口県地方務局下関支局(竹崎町四丁目/全国共通人権相談ダイヤル☎0570-003110)
 ●啓発行事Ⅱ関12月5日(土)午前11時30分〜正午
 関唐戸ボードウォーク近辺
 関啓発物品の配布
 関人権・男女共同参画課
 (☎222-0827)

特定健診の受診はお済みですか



国民健康保険に加入している40歳〜74歳の方が対象です。生活習慣病は、健診により病気の発症を予防・早期発見できますので、ぜひ受診してください。受診券を紛失した方は、再発行しますので連絡を。

※今年度すでに受診した方、国保人間ドックを利用した方は申し込みできません

関平成28年3月25日(金)まで
 関40歳〜64歳=1,800円、65歳〜74歳=1,400円
 関市内の協力医療機関へ事前に電話などで確認を。

関保険年金課(☎231-1668)